附置義務台数算定表(2026.4.1以降)

1 建築物の計画内容(小数点以下第二位まで(小数点以下第三位切り捨て))

地域地区		□ 駐車場整備地区 □ 商業地域 □ 近隣商業地域		
各用途の床面積	特定用途	百貨店その他の店舗	㎡	①
		事務所	㎡	②
		その他の特定用途(共同住宅を除く)	㎡	③
	共同住宅及び非特定用途		㎡	④
合 計 (建築物の延べ面積)			0.00 ㎡	⑤

■ :入力箇所

2 附置義務駐車施設の設置義務の判断

百貨店その他の店舗 ① 事務所 ② その他の特定用途(共同住宅を除く) ③

0.00 ㎡ ＋ 0.00 ㎡ ＋ 0.00 ㎡

共同住宅及び非特定用途 ④

＋ (0.00 ㎡ ÷ 2)＝ 0.00 ㎡ ⑥

3 当該建築物の延べ面積④が6,000㎡未満の場合の緩和係数:K (6,000㎡以上の場合はK=1)

(小数点以下第四位切り捨て)

$$K = 1 - \frac{1{,}000 \times (6{,}000 - ⑤)}{6{,}000 \times ⑥ - 1{,}000 \times ⑤} = \boxed{} \quad ⑦$$

4 大規模な事務所の逓減措置(小数点以下第三位切り捨て)

事務所の部分の床面積①が10,000㎡を超える場合

事務所の部分の床面積			
	0 ～ 10,000㎡の部分	㎡×1.0＝	㎡
	10,000超 ～ 50,000㎡の部分	㎡×0.7＝	㎡
	50,000超 ～ 100,000㎡の部分	㎡×0.6＝	㎡
	100,000㎡超の部分	㎡×0.5＝	㎡
	合 計	(② ㎡)	②' ㎡

※ 大規模な事務所の逓減措置の対象となった場合は、②を②'に読み替えます。

5 附置義務台数の算定

百貨店その他の店舗 ① 事務所 ②or②'

{ ㎡ ÷250＋(㎡ ÷350＋

その他の特定用途(共同住宅を除く) ③ 共同住宅及び非特定用途 ④ 緩和係数K ⑦

＋ ㎡ ÷400＋ ㎡ ÷450}× ☐

(小数点以下切り上げ)

＝ ☐ ≒ 台 ⑧

6 附置義務駐車施設の規模と各必要台数

3.5×6.0m以上 (車いす利用者用) (少なくとも1台設置が必要) 台 ⑨

2.5×6.0m以上 ⑧ ☐ × 0.3 － ⑨ ☐ ≒ (小数点以下切り上げ) 台 ⑩
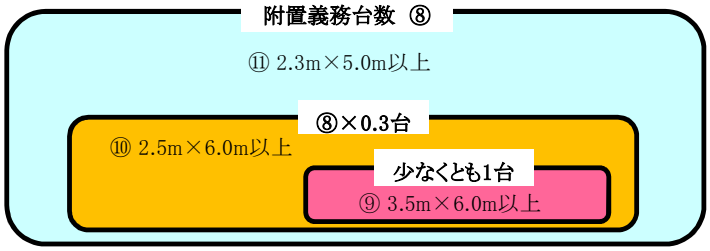
2.3×5.0m以上 ⑧ ☐ － ⑨ ☐ － ⑩ ☐ ＝ 台 ⑪